

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

助成等選考会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、「本法人」という。）が設置する助成等選考委員会設置要綱に基づき、助成等選考会（以下、「選考会」という。）の設置および運営方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 選考会は、理事長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 本法人が行う助成等事業に係る市民公益活動団体等及び事業の選定
- (2) その他、前項に付帯する事項

(選考会の設置等)

第3条 助成事業ごとに選考会を設置し、第2条各号に規定する事務を行うものとする。

2 選考会を構成する委員は、助成等選考委員会の委員のうちから理事長が選考会ごとに選任する。ただし、本法人の理事会においてその報告を行い、本法人の役員はこれに疑義を申し立てることができる。

3 選考会の委員の定数は3名以上とする。

4 理事長は、選考会の委員の選任に際して、本法人の役員及び職員以外の者を過半数選任するものとする。

5 理事長は、選考会の委員の選任に際して、選考会ごとに次に掲げる者を外部委員として選任し、委嘱することができる。ただし、その数は選考会の委員から本法人の役員及び職員を除いた委員の半数を超えることはできない。

- (1) 特別寄付事業の基となる寄付を行った個人又は法人において、その寄付に係る事業に責任を持って関与する者
- (2) 本法人が実施する特定寄付事業の設置提案者
- (3) 理事長が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者

(会議の招集)

第4条 選考会は、理事長が招集する。

2 選考会は、選考会ごとに選任された委員（外部委員を含む）の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第5条 選考会にはそれぞれ議長を置く。

- 2 議長は、外部委員と本法人の役員及び職員を除く委員のうちから、選考会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は会務を総理し、選考会の議事を運営する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(選考会の会議等)

第6条 会議の議事は、出席した委員（外部委員を含む）の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、選考会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 選考会は、緊急を要する場合等に選考会の委員（外部委員を含む）の持ち回り（文章回答及びメール回答を含む）によって会議を行うことができる。

(選考会の記録及び報告)

第7条 議長は、第2条各号に掲げる選定の経過及び結果を記載した市民公益活動団体等及び事業選定記録を作成し、理事会に報告しなければならない。

(委員の排斥)

第8条 委員（外部委員を含む）は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己（自己が役員等である団体を含む）又は3親等以内の親族の利害に関係がある議事に関わるができない。

- 2 その利害の関係から議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議事は、外部委員、本法人の役員及び職員を除く委員の過半数の同意を条件として決する。

(委員の秘密保持)

第9条 委員（外部委員を含む）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員（外部委員を含む）の職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、2018年5月23日から施行する。